

公立大学法人金沢美術工芸大学宿舎貸与規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程第 62 号

(趣旨)

第 1 条 公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「法人」という。）の宿舎の貸与に関しては、この規程の定めるところによる。

(宿舎の定義)

第 2 条 この規程において宿舎とは、法人がその事務又は事業の円滑な運営に資する目的をもって法人教員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるための住宅及びその附属物をいう。

(宿舎の貸与)

第 3 条 宿舎は、理事長の指定する教員に貸与する。

(遵守事項)

第 4 条 宿舎の貸与を受けた者は、次に掲げる事項を履行しなければならない。

- (1) 宿舎の全部又は一部を転貸しないこと。
- (2) 宿舎には、理事長の許可を受けた場合のほか、第 2 条に規定する者以外の者を同居させないこと。
- (3) 宿舎の構造及び地形を変更し、又は工作物等を設置しないこと。ただし、あらかじめ理事長の承認を得て施行する場合は、この限りでない。
- (4) 宿舎に破損を生じたときは、直ちにその旨を理事長に届け出ること。
- (5) 宿舎を滅失又はき損した場合において、その滅失又はき損が居住者の故意又は重大な過失により生じたものであると認めるときは、これを原形に復し、又はその費用を弁償すること。

(使用料の額)

第 5 条 宿舎の使用料は、別表に掲げるとおりとする。

2 新たに宿舎の貸与を受け、又は明け渡した場合におけるその月分の使用料は、日割りにより計算した額とする。

(使用料の納入)

第 6 条 宿舎の使用料は、月額とし、毎月末日(12 月にあつては、翌年の 1 月 4 日)までにその月分を納入しなければならない。ただし、これらの日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、これらの日の直後の日曜日等以外の日までに納入しなければならない。

(宿舎の明け渡し)

第 7 条 宿舎の貸与は貸与開始から最長 5 年間とし、居住者は、当該期間が経過するまでに宿舎を明け渡さなければならない。ただし、当該期間が経過したときに、居住者以外にその宿舎の貸与を希望する者がいない場合は、理事長は期間を定めて貸与を延長することができる。

2 宿舎の貸与を受けた者が第 3 条に規定する教員でなくなったとき及び理事長が返

還を命じたときは、居住者は、遅滞なく宿舎を明け渡さなければならない。

- 3 前 2 項の規定により宿舎を明け渡すときは、別記様式による退舎届を提出し、理事長の指定する者の検査を受けなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に宿舎に居住する者については、この規程により当該宿舎を貸与されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に宿舎に 5 年を超えて居住している者についての第 7 条第 1 項の規定の適用については、同項中「最長 5 年間」とあるのは「平成 30 年 3 月 31 日まで」とする。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表(第 5 条関係)

名称	所在地	建物 (㎡)	使用料(月額)	
			単身赴任者	単身赴任者以外
宿舎 1 号	金沢市天神町 1 丁目 5 番 9—3 号	137.94	33,679 円	63,408 円
宿舎 2 号	金沢市天神町 1 丁目 5 番 9—3 号	141.10	34,547 円	65,144 円
宿舎 3 号	金沢市天神町 1 丁目 5 番 9—2 号	133.21	32,811 円	61,672 円
宿舎 4 号	金沢市主計町 2 番 9 号	59.35	4,307 円	8,614 円

別記様式(第7条関係)

退舎届

年 月 日

(宛先)理事長

届出者 所 属

職 名

氏 名

次のとおり宿舎を明け渡すので、届け出ます。

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 明け渡し予定日